



あけましておめでとうございます

本年も、皆様が興味を持っていただけるような商品情報をお伝えして参りたいと思います。
ご提供する情報が、少しでも皆様の目に留まりましたら幸いです。
2024年も、何卒よろしくお願い申し上げます。

(株)エスティック 社員一同



さて、皆様…「電子帳簿保存法」に対応する準備は完璧ですか！？

2024年1月1日から「電子帳簿保存法」により、電子取引データのデータ保存が義務化されました。
つまり、1月1日以降に発生する電子取引は、印刷して保管はできず、必ず**電子データのままで**定められたルールに基づき、保存しなければなりません。

電子取引データ保存時の4つのルールがあります。

1.システム概要に関する書類の備え付け ※（マニュアル等）	※特に、「4」では、以下の4つのうちいずれかの措置を行う必要があります。
2.見読可能装置の備え付け （※モニター・アプリ等）	
3.検索機能の確保	
4.データの真実性を担保する措置 （※タイムスタンプの利用）	

- ① 発行者側によりタイムスタンプが付された後の授受
- ② 受領者側は速やかにタイムスタンプを付す
- ③ データの訂正削除を行った場合、その記録が残るシステムまたは削除ができないシステムを利用する
- ④ 訂正削除の防止に関する規定の備え付け



ルールはわかるけど、データはどこに保存すべきなの？



データの保存方法はいろいろありますが、主に下記の方法があげられると思います。

1.NASやファイルサーバーにフォルダを作って保存



2.NASやファイルサーバーに専用アプリケーションを使用して保存

※無料で利用可能なソフトもあります。しかし、利用可能数や保存容量などに制限が設けられていることもあるので注意が必要です。

3.専用のクラウドサービス等を利用して保存



上記に挙げた内容はそれぞれコストや、利便性、安全性等、メリット・デメリットが生じます。「どの業務を効率化したいか」「保存要件を満たす機能がどれほど備わっているか」「社内の現行システムと連携できるか」「料金コストは適正か」「操作方法は簡単か」等、お客様が求めるものによっておすすめできる製品が変わっていきます。

まずは、ご相談ください。
ご連絡、お待ちしております



株式会社
エスティック

〒693-0006 島根県出雲市白枝町607-6
TEL : 0853-22-8140 FAX : 0853-22-8064